

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月23日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	件名	救急箱
2	納入場所	岡山市内一円
3	納入期間	令和6年10月31日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	救急箱 175箱 (詳細は仕様書のとおり)
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和6年7月31日（水）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（救急箱）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 危機管理室 TEL 086-803-1082
9	仕様書質問提出先	危機管理室 Eメールアドレス kikikanri@city.okayama.lg.jp FAX 086-234-7066
10	仕様書回答掲載期間	令和6年8月1日（木）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日以後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和6年8月1日（木） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和6年8月5日（月） 午後4時
15	開札日時	令和6年8月6日（火） 午前 9時25分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p><添付書類></p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.lg.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（救急箱）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和6年8月8日（木）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 「消防」又は「医療・薬品」
4	営業所所在地要件	市内業者、市内扱い業者又は準市内業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜き総額
2	同等品申請について	<ul style="list-style-type: none"> 参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に、公告文2-8, 2-9に示す方法で申請を行うこと。詳細は仕様書を確認すること。 回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用することができる電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入

札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。

- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合があります。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするも

のとする。

- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金または契約保証人が必要
詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

2 契約保証金及び契約保証人について

契約締結に当たっては、契約保証金か契約保証人かのいずれかが必要です。ただし、契約金額が130万円未満となった場合はどちらも不要です。

契約保証金の場合

次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* ¹ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

*¹銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その*²契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

*²契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

契約保証人の場合

1人必要です。契約締結に当たっては、保証契約に関する書類を提出していただきます。

再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

仕 様 書

1. 品 名 救急箱

2. 数 量 175箱

3. 規 格 セット内容（1箱） <格納されている各製品の数量は下記以上であること。>

収納箱もしくは収納袋

三角巾 3枚

救急絆創膏 20枚

ガーゼ 3枚

脱脂綿 2枚

伸縮包帯L 2個

伸縮包帯M 1個

綿 5枚

綿棒 10本

ハサミ 1本

ピンセット 1本

留め具（安全ピンもしくはテープ） 安全ピン 15本かテープ 1本

簡易手袋 10枚

消毒液 1本

○外箱寸法：長さ16cm×幅31.5cm×深さ16cm程度

○品質保証期間：納入後3年以上であること。

※参考製品 次の製品と同等、又は同等以上とする。

・東京都葛飾福祉工場 災害少人数用 救急箱Ⅱ（5～10人用）

4. 表 示

1セットを梱包した両面段ボール箱の側面4箇所、下記のように表示すること。
(シール可)

救急箱(危機管理室)	
数 量	1箱
納入年月日	(西暦) 〇〇年〇〇月
保存期限	(西暦) 〇〇年〇〇月
納入業者	〇〇〇〇〇〇〇
岡 山 市	

5. 納入期限 令和6年10月31日(木) ※早期納入に努めること

6. 納入場所 岡山市内一円（別紙1で指定する納入場所）
※納入場所の後ろに(危機管理室)と記載している場合、危機管理室に納品すること。
※納入に際しては、納入先と日程調整の上、納品すること。
※すべて両面段ボール箱に入れて納入すること。
※別紙1 No.160・172・173 については、危機管理室から鍵の貸与を受けたうえで倉庫に納入すること。

7. その他

- ・納入の際には、「別紙1」の検査立会人職氏名欄に各学校長の記名（校長が不在の場合には代理の者でも可とする）を受け、納品書とともに危機管理室に提出すること。
- ・下取り無し。

8. 担当課 岡山市北区鹿田町一丁目1-1（保健福祉会館8階）
危機管理室 担当：三田村 電話086-803-1082

※参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法（FAXまたはEメール）によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。後継製品で見積もる場合においても同様に提出・承認を受けること。（必要に応じて担当者までカタログ・見本等を持参することを可とする。）

回答は、入札・契約ホームページに掲載する。

※落札後、納品までに参考製品（認定した同等品を含む）の後継製品が発売され、後継製品を納品する場合には、必ず担当課に確認を取り、了承を得たうえで納品すること。

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
1	足守小学校	701-1463	北区足守789番地	086-295-0058			
2	伊島小学校	700-0016	北区伊島町一丁目6番6号	086-252-2251			
3	中山小学校	701-1211	北区一宮702番地	086-284-0014			
4	御南小学校	701-0145	北区今保243番地3	086-243-2461			
5	蛍明小学校	701-1462	北区大井360番地	086-295-0142			
6	大元小学校	700-0925	北区大元上町9番43号	086-241-8562			
7	野谷小学校	701-1144	北区栢谷259番地1	086-294-3609			
8	鯉山小学校	701-1341	北区吉備津1444番地	086-287-3024			
9	岡南小学校	700-0866	北区岡南町二丁目4番5号	086-225-3526			
10	石井小学校	700-0025	北区寿町2番8号	086-252-5151			
11	三門小学校	700-0054	北区下伊福西町5番37号	086-252-2721			
12	清輝小学校	700-0863	北区新道1番地	086-225-4875			
13	福渡小学校	709-3112	北区建部町川口1302番地	086-722-2111			
14	建部小学校	709-3144	北区建部町富沢366番地	086-722-0073			
15	竹枝小学校	709-3122	北区建部町吉田1504番地	086-722-0818			
16	牧石小学校	701-2142	北区玉柏2108番地	086-228-0036			
17	大野小学校	700-0064	北区大安寺南町二丁目8番36号	086-252-1722			
18	鹿田小学校	700-0912	北区大供表町16番50号	086-225-4646			
19	津島小学校	700-0089	北区津島本町19番1号	086-253-3250			

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
20	加茂小学校	701-1346	北区津寺517番地	086-287-2077			
21	馬屋上小学校	701-1133	北区富吉2944番地2	086-294-3602			
22	御野小学校	700-0804	北区中井町一丁目6番34号	086-225-3675			
23	西小学校	700-0964	北区中仙道一丁目18番20号	086-241-0936			
24	平津小学校	701-1202	北区楷津738番地1	086-284-0010			
25	吉備小学校	701-0153	北区庭瀬256番地	086-293-0002			
26	桃丘小学校	701-1221	北区芳賀5111番地22	086-284-7668			
27	綾南小学校	701-0135	北区東花尻241番地1	086-292-0023			
28	馬屋下小学校	701-1222	北区松尾105番地1	086-284-0407			
29	御津小学校	709-2121	北区御津宇垣1212番地	086-724-1721			
30	五城小学校	709-2106	北区御津新庄3055番地	086-724-0404			
31	御津南小学校	709-2117	北区御津野々口1616番地	086-724-1131			
32	庄内小学校	701-1353	北区三手336番地2	086-287-2014			
33	岡山中央小学校	700-0817	北区弓之町9番27号	086-234-7750			
34	横井小学校	701-1145	北区横井上178番地	086-294-2303			
35	旭東小学校	703-8276	中区門田屋敷本町1番17号	086-272-5168			
36	旭操小学校	703-8264	中区倉富160番地	086-276-2371			
37	高島小学校	703-8203	中区国府市場131番地	086-275-0069			
38	竜之口小学校	703-8201	中区四御神266番地	086-279-4675			

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
39	幡多小学校	703-8233	中区高屋254番地	086-272-1776			
40	三敷小学校	703-8291	中区徳吉町一丁目1番21号	086-272-3141			
41	財田小学校	703-8221	中区長岡58番地2	086-279-0022			
42	宇野小学校	703-8235	中区原尾島一丁目9番1号	086-272-5281			
43	平井小学校	703-8282	中区平井四丁目19番52号	086-277-7204			
44	富山小学校	703-8262	中区福泊233番地	086-277-7221			
45	操南小学校	702-8006	中区藤崎45番地	086-277-7127			
46	操明小学校	702-8006	中区藤崎721番地3	086-276-0331			
47	旭竜小学校	703-8254	中区八幡8番地1	086-275-0130			
48	可知小学校	704-8173	東区可知一丁目83番地2	086-942-3555			
49	西大寺南小学校	704-8193	東区金岡西町435番地1	086-942-2074			
50	開成小学校	704-8196	東区金田1524番地	086-948-2042			
51	古都小学校	703-8212	東区古都宿453番地の1	086-279-0616			
52	角山小学校	709-0615	東区才崎389番地	086-297-2378			
53	西大寺小学校	704-8112	東区西大寺上一丁目19番21号	086-942-2155			
54	豊小学校	704-8125	東区西大寺川口130番地2	086-942-2800			
55	芥子山小学校	704-8183	東区西大寺松崎97番地	086-943-8570			
56	城東台小学校	709-0624	東区城東台西三丁目6番3号	086-208-6430			
57	御休小学校	709-0603	東区西祖179番地	086-297-2031			

別紙1 (4/11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
58	江西小学校	709-0854	東区瀬戸町江尻1399番地2	086-952-0033			
59	千種小学校	709-0845	東区瀬戸町鍛冶屋391番地	086-953-0604			
60	雄神小学校	704-8104	東区富崎218番地	086-942-3237			
61	浮田小学校	709-0621	東区沼1725番地	086-297-2017			
62	平島小学校	709-0631	東区東平島1293番地	086-297-3037			
63	政田小学校	704-8165	東区政津850番地	086-948-3406			
64	甲浦小学校	702-8013	南区鮑浦250番地	086-267-2306			
65	芳田小学校	700-0944	南区泉田408番地	086-241-6900			
66	浦安小学校	702-8026	南区浦安本町95番地	086-264-7469			
67	灘崎小学校	709-1215	南区片岡1091番地	086-362-0052			
68	灘崎小学校迫川分校	709-1211	南区迫川1094番地	086-362-0568			
69	七区小学校	709-1201	南区北七区61番地3	086-362-0171			
70	小串小学校	702-8016	南区小串3379番地	086-269-2014			
71	福田小学校	701-0203	南区古新田1095番地	086-282-1136			
72	妹尾小学校	701-0205	南区妹尾1353番地	086-282-1170			
73	曾根小学校	701-0214	南区曾根139番地2	086-298-2006			
74	福島小学校	702-8046	南区立川町3番37号	086-264-3151			
75	興除小学校	701-0213	南区中畦593番地	086-298-2010			
76	南輝小学校	702-8023	南区南輝三丁目6番9号	086-263-5800			

別紙 1 (5 / 11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
77	東畦小学校	701-0211	南区東畦656番地2	086-282-0900			
78	彦崎小学校	709-1213	南区彦崎2642番地	086-362-1179			
79	平福小学校	702-8043	南区平福一丁目7番1号	086-263-7621			
80	福浜小学校	702-8033	南区福富東一丁目1番1号	086-262-0145			
81	第一藤田小学校	701-0221	南区藤田349番地	086-296-2877			
82	第三藤田小学校	701-0221	南区藤田1757番地	086-296-2479			
83	第二藤田小学校	701-0221	南区藤田595番地	086-296-3129			
84	芳泉小学校	702-8027	南区芳泉三丁目2番3号	086-264-6706			
85	芳明小学校	700-0955	南区万倍1番地	086-241-4005			
86	箕島小学校	701-0206	南区箕島2384番地	086-282-0279			

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
87	岡輝中学校	700-0867	北区岡町12番17号	086-224-0358			
88	中山中学校	701-1214	北区辛川市場159番地	086-284-0038			
89	石井中学校	700-0051	北区下伊福上町10番9号	086-252-1165			
90	高松中学校	701-1334	北区高松原古才30番地	086-287-2052			
91	建部中学校	709-3142	北区建部町建部上734番地	086-722-0517			
92	御南中学校	700-0951	北区田中581番地	086-241-3357			
93	京山中学校	700-0087	北区津島京町一丁目7番1号	086-254-2797			
94	岡北中学校	700-0081	北区津島東一丁目1番1号	086-252-3256			
95	吉備中学校	701-0153	北区庭瀬103番地	086-293-0003			
96	岡山中央中学校	700-0818	北区蕃山町6番10号	086-225-0151			
97	桑田中学校	700-0983	北区東島田町二丁目3番35号	086-224-5836			
98	御津中学校	709-2121	北区御津宇垣1227番地	086-724-0541			
99	岡山後楽館中学校	700-0807	北区南方一丁目3番15号	086-226-7100			
100	香和中学校	701-1143	北区吉宗590番地	086-294-2009			
101	竜操中学校	703-8231	中区赤田188番地1	086-272-9696			
102	操山中学校	703-8236	中区国富三丁目11番1号	086-272-2248			
103	高島中学校	703-8206	中区賞田190番地1	086-275-2882			
104	操南中学校	702-8006	中区藤崎130番地2	086-277-7281			
105	東山中学校	703-8295	中区御幸町13番3号	086-272-2168			

別紙1 (7/11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
106	富山中学校	703-8261	中区海吉1462番地5	086-277-2812			
107	旭東中学校	704-8172	東区大多羅町276番地	086-942-2644			
108	上南中学校	704-8196	東区金田722番地	086-948-3403			
109	西大寺中学校	704-8112	東区西大寺上一丁目20番60号	086-942-3818			
110	瀬戸中学校	709-0861	東区瀬戸町瀬戸444番地	086-952-0027			
111	上道中学校	709-0632	東区南古都714番地	086-297-2004			
112	山南学園(義務教育学校)	704-8134	東区北幸田509-1	086-946-8102			
113	光南台中学校	702-8013	南区鮑浦390番地	086-267-2046			
114	瀧崎中学校	709-1215	南区片岡770番地	086-362-0073			
115	妹尾中学校	701-0205	南区妹尾1212番地	086-282-1144			
116	福南中学校	702-8054	南区築港ひかり町10番35号	086-264-5490			
117	芳田中学校	700-0956	南区当新田468番地1	086-241-0533			
118	興除中学校	701-0213	南区中畦589番地4	086-298-2034			
119	藤田中学校	701-0221	南区藤田400番地	086-296-2126			
120	芳泉中学校	702-8027	南区芳泉三丁目2番1号	086-264-9081			
121	福浜中学校	702-8036	南区三浜町二丁目3番26号	086-262-1178			
122	福田中学校	701-0202	南区山田544番地3	086-282-0370			

別紙1 (8/11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
123	岡輝公民館	700-0865	北区旭本町1-80	086-222-0855			
124	足守公民館	701-1463	北区足守718	086-295-1942			
125	京山公民館	700-0016	北区伊島町二丁目9-38	086-253-8302			
126	一宮公民館	701-1211	北区一宮638-1	086-284-6224			
127	大元公民館	700-0925	北区大元上町10-31	086-241-8526			
128	津高公民館	701-1144	北区栢谷1677	086-294-4222			
129	岡西公民館	700-0054	北区下伊福西町1-48	086-253-7581			
130	建部町公民館	709-3111	北区建部町福渡496-1	086-722-2212			
131	御南西公民館	700-0951	北区田中157-110	086-244-1855			
132	北公民館	700-0081	北区津島東一丁目3-14	086-254-4633			
133	高松公民館	701-1346	北区津寺104	086-287-2057			
134	吉備公民館	701-0153	北区庭瀬416	086-293-2170			
135	旭公民館	700-0806	北区広瀬町3-26	086-224-0515			
136	御津公民館	709-2121	北区御津宇垣1629	086-724-1441			
137	高島公民館	703-8203	中区国府市場99-5	086-275-1341			
138	東公民館	703-8233	中区高屋344-1	086-271-1911			
139	操山公民館	703-8236	中区国富三丁目9-12	086-271-5030			
140	東山公民館	703-8282	中区平井四丁目13-33	086-276-6202			

別紙 1 (9 / 11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
141	富山公民館	703-8262	中区福泊246-1	086-274-0827			
142	操南公民館	702-8006	中区藤崎201-4	086-276-7898			
143	山南公民館	704-8132	東区邑久郷688	086-946-8165			
144	上南公民館	704-8166	東区君津636	086-948-3352			
145	旭東公民館	704-8183	東区西大寺松崎310-1	086-943-1154			
146	瀬戸公民館	709-0861	東区瀬戸町瀬戸54-1	086-952-4146			
147	万富公民館	709-0841	東区瀬戸町万富257	086-953-0610			
148	上道公民館	709-0631	東区東平島191	086-297-2377			
149	西大寺公民館	704-8115	東区向州1-1	086-942-6252			
150	福田公民館	701-0203	南区古新田1186	086-282-3773			
151	南公民館	702-8027	南区芳泉三丁目2-2	086-263-7919			
152	興除公民館	701-0213	南区中畦589-1	086-298-2660			
153	灘崎公民館	709-1215	南区片岡159-1	086-362-0408			
154	芳田公民館	700-0953	南区西市96-1	086-245-0688			
155	福浜公民館	702-8032	南区福富中一丁目16-22	086-265-4835			
156	藤田公民館	701-0221	南区藤田508	086-296-2185			
157	妹尾公民館	701-0206	南区箕島1025-1	086-282-4747			
158	光南台公民館	702-8014	南区宮浦1324	086-267-1255			
159	岡南公民館	702-8047	南区若葉町22-16	086-262-3483			

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
160	岡山大学第二体育館(津島小)(倉庫)	700-0082	岡山市北区学南町2丁目1-7-13				
161	御津南保育園(御津南小)(危機管理室)	719-2112	岡山市北区御津国ヶ原1024	086-724-2144			
162	馬屋上コミュニティハウス(馬屋上小)(危機管理室)	701-1133	岡山市北区富吉996-5				
164	グレイト岡山ゴルフ倶楽部(竹枝小)(危機管理室)	709-3122	岡山市北区建部町吉田713-2	086-722-2311			
163	迫川コミュニティハウス(迫川分校)(危機管理室)	709-1211	岡山市南区迫川1088				
	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
165	岡山一宮高校(危機管理室)	701-1202	岡山市北区楯津221	086-284-2241			
166	岡山南高校(危機管理室)	700-0933	岡山市北区奥田2-4-7	086-224-2226			
167	岡山操山高校(危機管理室)	703-8256	岡山市中区浜412	086-272-1741			
168	岡山城東高校(危機管理室)	703-8222	岡山市中区下110	086-279-2005			
169	瀬戸南高校(危機管理室)	709-0855	岡山支東区瀬戸町沖88	086-952-0831			

別紙1 (11/11)

	納入場所	郵便番号	所在地	電話番号	検査立会人職氏名		納品日
					職名	氏名	
170	犬島自然の家	704-8153	岡山支東区犬島119-1	086-947-9001			
171	山南学園旧小学校(朝日小)	704-8155	岡山支東区西片岡83				
172	山南学園旧小学校(大宮小)(倉庫)	704-8142	岡山支東区上阿知967				
173	山南学園旧小学校(幸島小)(倉庫)	704-8148	岡山支東区水門町571				
174	山南学園旧小学校(太伯小)	704-8138	岡山支東区神崎町860				
175	IPU環太平洋大学	709-0863	岡山市東区瀬戸観音寺721	086-908-0200			

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和6年7月23日 付けで公告のあった **救急箱**

に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

救急箱

メーカー名 商品番号等